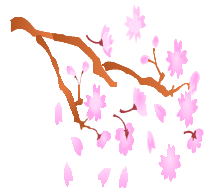


令和7年
4月



いいの

駐在所だより



茂木警察署
Tel 63-0110

飯野駐在所
Tel 63-2169

『春の交通安全県民総ぐるみ運動』 ～マナーアップ!あなたが主役です～

期間 4月6日(日)～4月15日(火)までの10日間

運動の重点

◎ こどもを始めとする歩行者が
安全に通行できる道路交通環境
の確保と正しい横断方法の実践



◎ 歩行者優先意識の徹底となが
ら運転等の根絶やシートベルト・
チャイルドシートの適切な使用の
促進



◎ 自転車・特定小型原動機付自
転車利用時のヘルメット着用と交
通ルールへの遵守の徹底

【自転車安全利用五則】

- 1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライト点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用



自転車のスマホ・酒気帯び 罰則強化



令和6年11月1日
道路交通法改正
自転車運転中の新たな罰則
スマホ使用時 最大1年以下の懲役又は30万円以下の罰金
酒気帯び運転 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

警察庁・都道府県警察